

1 理事長の選任について

(1) 公募の実施

「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成21年9月29日閣議決定）において、独立行政法人等の役員人事に関し、

- 公務員OBが役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合等は、公募により後任者の選考を行う

ことなどが定められたところ、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）は、当該閣議決定の対象法人には該当しないが、その趣旨を踏まえ、任期満了となる理事長の後任者について、公募を実施したものの。

(2) 選任の手続等

手 続	結 果
① 公募（7/26～8/26）	応募総数3名
② 選考委員会（※1）による書類審査（9/9）	2名を選考
③ 選考委員会による面接審査（9/12）	1名を選考
④ 評議員会の議決・理事会の選任（10/5・6）	選考委員会選考のとおり議決・選任

※1 選考委員（大学院教授、弁護士、会社役員）の3名

(3) 選任の認可

上記（2）の選任手続を経て、センターの理事長として以下の者の選任の認可の申請がなされた（※2）。

- 理事長に選任しようとする者
小林 武仁（現センター理事長、警察庁出身、62歳）
- 選考理由

交通安全に関する知見が豊富である、現在における道路交通の問題点につき正確に把握している等の理由から、最も適任であると認められる。

※2 センターの役員を選任及び解任は、国家公安委員会の認可が必要とされている（センター法（昭和50年法律第57号）第20条）。

2 非常勤理事の選任について

非常勤理事として、以下の者の選任の認可の申請がなされた。

- 小口 泰 平（芝浦工業大学名誉学長、74歳）
- 山本 徳治郎（株式会社山本海苔店取締役社長、61歳）

3 監事の選任について

監事として、以下の者の選任の認可の申請がなされた。

- 荻原 正吾（国土交通省関東運輸局自動車技術安全部次長（※3）、58歳）

※3 現役出向

4 任期

いずれも任期は平成23年11月1日から平成25年10月31日までの2年間である。

公安委員会	平成23年度上半期会計監査実施状況	平成23年10月20日
説明資料No. 2	について	会計課

平成23年度上半期における会計監査実施状況について、会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）に基づき、報告する。

1 重点項目

捜査費、旅費及び契約

2 対象部署

62部署（5管区警察局、5管区警察学校、23都道府県警察、21都道府県情報通信部、北海道警察の4方面及び4方面情報通信部）

(1) 警察庁長官を会計監査責任者とする対象部署

38部署（5管区警察局・5管区警察学校（関東、中部、近畿、四国、九州）、11都道府県警察・9都道府県情報通信部（北海道、警視庁（東京）、埼玉、千葉、神奈川、福井、愛知、大阪、兵庫、福岡、大分（埼玉及び兵庫は県警察のみ実施））、北海道警察の4方面及び4方面情報通信部）

(2) 管区警察局長を会計監査責任者とする対象部署

24部署（12県警察・12県情報通信部（秋田、栃木、群馬、富山、石川、和歌山、岡山、広島、徳島、高知、宮崎、鹿児島））

3 実施方法

捜査費の執行に関し、関係文書の点検、幹部職員及び捜査員への聞き取り調査等を実施するとともに、物品購入等に係る契約に関し、取引業者の帳簿と警察の会計文書の突合を行うなどの方法により実施した。

4 実施状況

一部の部署について、次の改善を要する事項が認められた。

(1) 捜査費関係

ア 捜査員が捜査諸雑費を支出した際、金額を誤って計上し、支出金額より多く又は少なく精算していた。（2都道警察（北海道、警視庁））

イ 現金出納簿と保管現金の突合を怠ったり、現金出納簿をまとめ書きしていた。（4都道県警察（北海道、警視庁、埼玉、兵庫））

ウ 取扱者の交替に伴う現金出納簿及び金庫の検査を実施していなかった。（鹿児島県警察）

エ 施設の借上げに伴う電気料金を早収期限内に支払わなかったため、翌月の電気料金に加算が生じていた。（北海道警察）

オ 捜査員が一般捜査費を立替払いした際、証拠書類をその都度作成せず、後日、まとめて作成していた。(福岡県警察)

カ 捜査員が執行できなかった一般捜査費を返納せず、後日、2度にわたって執行し、精算もまとめて行っていた。(警視庁)

キ 証拠書類に捜査員、取扱者等の確認印が押されていなかった。(兵庫県警察)

(2) 契約関係

旧年度中のETCカード利用料金を支出した際、過年度支出の承認を得ずに新年度予算から支出していた。(大阪府情報通信部)

(3) 旅費関係

旅費の算定誤りによる過払い又は支給漏れが認められた。(四国管区警察局、4県警察(栃木、石川、宮崎、鹿児島)、4道県情報通信部(北海道、千葉、石川、広島)、釧路方面情報通信部)

(4) 物品管理関係

取得した物品の関係帳簿への記録漏れ又は記録誤りが認められた。(四国管区警察学校、2県情報通信部(石川、鹿児島))

5 不適正な経理処理に係る自主調査実施部署に対する確認状況

静岡県警察が実施した物品購入等に係る自主調査結果及び大分県警察が実施した捜査費の私的流用事案に係る自主調査結果について確認を実施したところ、当該自主調査結果と異なる事実は認められなかった。

6 今後の対応

より適正な会計経理を推進するため、平成23年度上半期の会計監査実施状況を踏まえ、下半期においても、引き続き、厳正な会計監査を行うこととする。

1 夏期の電力需給対策の概要

「政府の節電実行基本方針（平成23年5月13日、電力需給緊急対策本部決定（本部長：内閣官房長官）」を受け、警察庁において「警察庁夏期節電実行計画」を定め、平成23年7月1日から9月30日までの間、節電対策を実施した。

2 警察庁夏期節電実行計画の内容

(1) 対象施設

東京電力管内及び東北電力管内に所在する警察庁の施設

(2) 目標

ア 管理官署が他省庁等である施設

管理官署が示す目標数値

イ 共同で節電に努める施設（警察大学校、科学警察研究所等）

節電目標 25.4%（昨年ピーク時対比で15%）

ウ その他の施設

節電目標 15.0%

(3) 具体的取組

ア 空調に係る節電（冷房設定温度28℃の厳守等）

イ 照明に係る節電（蛍光灯の間引き等）

ウ O A機器に係る節電（パソコンのディスプレイの照度調整等）

エ その他の機器に係る節電（電気ポットの原則使用禁止等）

オ 共用部分に係る節電（エレベーターの運転台数の削減等）

3 実施結果

警察庁の全対象施設において、目標を達成した。

4 都県警察の状況

東京・東北電力管内の16都県警察においても、それぞれが策定した節電計画に基づく節電対策を実施し、全都県警察において目標を達成した。

1 制定趣旨

不正アクセス行為や違法情報の掲載等の国民を脅かすサイバー犯罪が多発しているほか、政府機関や民間事業者等がサイバー攻撃を受ける事案が発生し、国の安全保障に影響を及ぼしかねない大きな社会問題となるなど、サイバー空間の脅威は増大している。このサイバー空間の脅威に対処するためには、社会全体の対処能力の強化を促進することが必要であり、警察組織の総合力を発揮して効果的な対策を推進することとしたもの。

2 要綱の骨子

(1) 基本方針

- 社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かう気運の醸成
- 警察における態勢の強化及び捜査環境の整備
- 外国捜査機関等との連携による国際連携の強化

(2) サイバー犯罪対策に係る推進事項

- サイバー犯罪を抑止するための環境整備
- 新しい手口・国境を越えて発生するサイバー犯罪の取締りの強化
- 抑止対策と捜査活動の連動

(3) サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策に係る推進事項

- 態勢の強化及び事案発生時の的確な対処
- 被害の未然防止のための官民連携の推進
- サイバー攻撃事案等の実態解明

3 今後の予定

10月21日（金）発出予定。

1 インターネット・ホットラインセンター

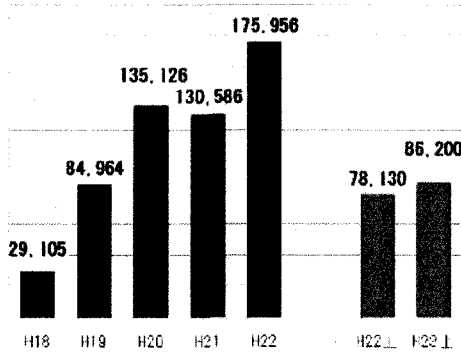
警察庁では、平成18年6月より、インターネット上の違法・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報及びサイト管理者やプロバイダ等への削除依頼を行う業務を委託している。

2 運用状況

(1) 通報受理状況

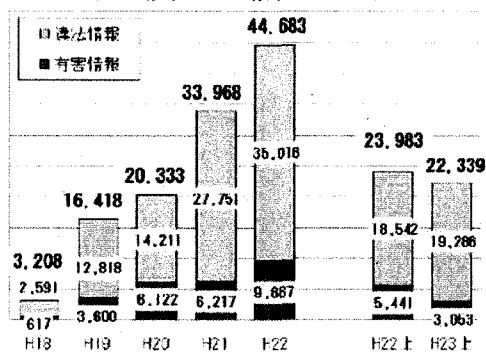
- センターが受理した通報件数は86,200件（前年同期比+8,070件、+10.3%）。
- わいせつ物、児童ポルノに関する情報等インターネット上での流通が法令に違反する違法情報は19,286件（+744件、+4.0%）。
- 殺人など違法行為の請負等に関する情報や集団自殺を呼びかける情報等の有害情報は3,053件（-2,388件、-43.9%）。
- 違法情報、有害情報には分類されない、その他の情報は68,098件（+5,814件、+9.3%）。

通報受理件数



注) H18は 運用開始の6月～12月の件数

違法情報・有害情報該当件数

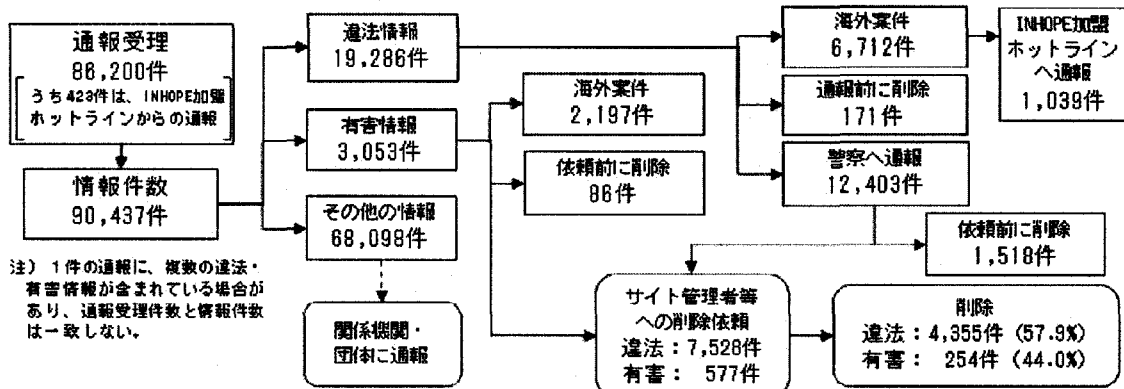


注) H18は、運用開始の6月～12月の件数

(2) 通報処理状況

- センターからサイト管理者等に対する削除依頼については、依頼した違法情報7,528件のうち4,355件（57.9%、前年同期79.0%）が削除、依頼した有害情報577件のうち254件（44.0%、前年同期67.3%）が削除。
- センターが受理した海外案件に関する違法情報については、国際的なホットライン相互の連絡組織であるINHOPEを通じて1,039件を通報。

通報受理後の処理の流れ



注) 1件の通報に、複数の違法・有害情報が含まれている場合があり、通報受理件数と情報件数は一致しない。

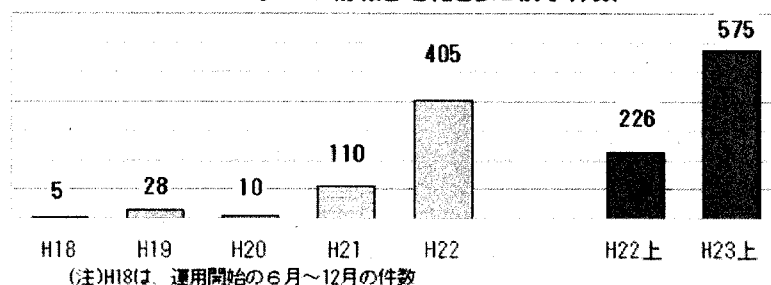
注) INHOPE (International Association of Internet Hotlines) とは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999年に設立。2011年10月時点で40団体 (35の国・地域) が加盟。日本では、財団法人インターネット協会が2007年3月に加盟。

3 検挙状況

センターから通報を受けた違法情報を端緒として、平成23年上半期に検挙に至ったものは575件 (前年同期比+349件、+154.4%) で、「全国協働捜査方式」の試行により大幅に増加。

- ・ わいせつ物関連事件が478件 (+424件)。
- ・ 規制薬物関連事件が56件 (+41件)。
- ・ 出会い系サイト規制法関連事件が24件 (-14件)。
- ・ 犯罪収益移転防止法関連事件が13件 (+11件)。
- ・ 児童ポルノ関連事件が4件 (-113件)。

センターの情報を端緒とした検挙件数



4 今後の取組み

(1) 取締り強化

センターから通報される違法情報に係る捜査の効率化を目的とした「全国協働捜査方式」の本格運用により、違法情報の取締りを一層強化する。

(2) センター機能の充実強化

平成22年度「総合セキュリティ対策会議」の提言を踏まえ、センターの認知度の向上や利便性の高い通報フォームへの改善によるセンターへの通報の活性化を引き続き推進するとともに、センター内における情報の判断手続を制度化するなど、センター機能の充実強化を図る。

本調査は、取調べの高度化を図るための検討に資するため、取調べの実情を回数、時間等の観点から定量的に把握する必要があることから、実施したもの。

第1 調査種別

- 1 一般事件の被疑者の取調べ(身柄事件を対象とし、交通事件を除く。)
- 2 捜査本部事件の被疑者の取調べ(捜査第一課に係るもの)
- 3 被疑者以外を含む全ての取調べ(交通事件を除く。)

第2 一般事件及び捜査本部事件の被疑者の取調べの調査結果

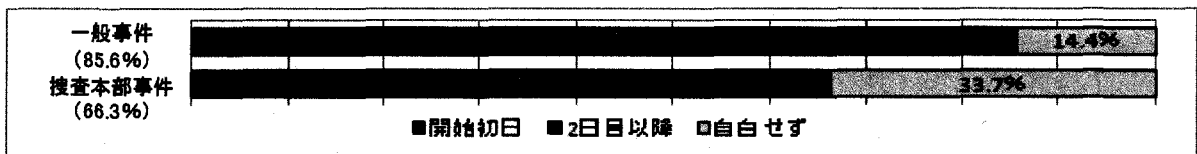
1 日数、時間及び回数

	取調べ日数		取調べ時間		取調べ回数	
	一般事件	捜査本部事件	一般事件	捜査本部事件	一般事件	捜査本部事件
平均	5.7日	17.6日	15時間15分	65時間31分	10.1回	41.0回

	1日当たりの取調べ時間		1日当たりの取調べ回数		1回当たりの取調べ時間	
	一般事件	捜査本部事件	一般事件	捜査本部事件	一般事件	捜査本部事件
平均	2時間41分	3時間43分	1.8回	2.3回	1時間31分	1時間36分

2 自白の時期、契機

(1) 自白の時期

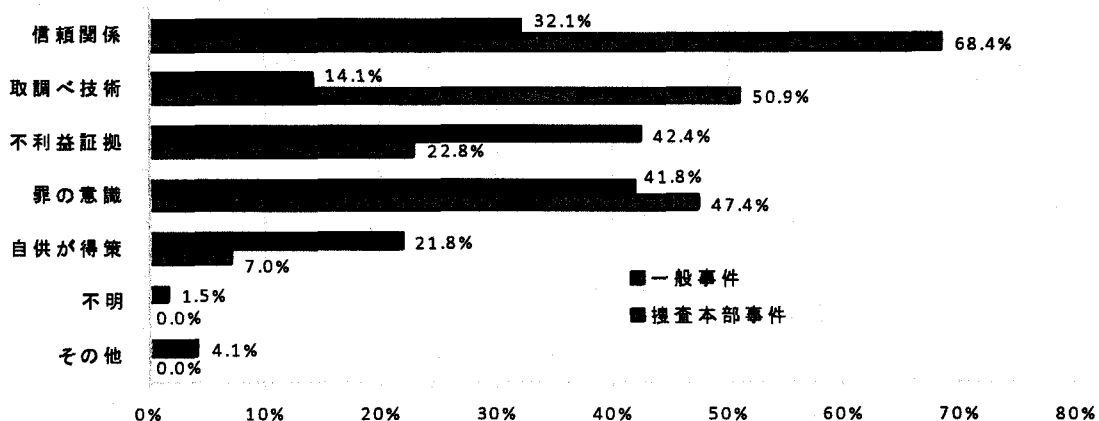


(2) 自白の契機

ア 一般事件では、不利益な証拠が強固であるとの認識と犯した罪の意識が自白の契機となったと見られるものが多いことから、取調べにおいて客観的証拠を示し、また、犯した罪の大きさを認識させて被疑者が自白に至るといふ例が多いと考えられる。このほか、自白の時期が早いにもかかわらず、3割前後の取調べ官が信頼関係を挙げている。

イ 捜査本部事件では、一般事件に比べ、不利益な証拠が強固であるとの認識から自白したと見られるものの割合は相対的に低く、取調べ官との信頼関係や説得力ある取調べ技術により自白したと見られるものの割合が高い。

自白の契機(被疑者の言動等から取調べ官等が複数回答したもの)



3 被疑者の取調べによる重要な証拠の発見等

捜査本部事件(56事件)のうち、32事件(57.1%)において、被疑者の取調べによって、重要な証拠の発見等ができています。

	死体	凶器等の犯行用具	被害品等証拠物	共犯者を解明	左記いずれかに該当
事件数	5件	26件	10件	9件	32件
	8.9%	46.4%	17.9%	16.1%	57.1%

第3 被疑者以外を含む取調べの調査結果

1 取調べの回数(全体)

警察では膨大な回数の取調べが行われており、その約6割は被疑者取調べで、そのうち約8割は身柄事件の被疑者取調べであった。

	被 疑 者			被疑者以外	合計
	身柄事件	任意事件			
取調べ合計回数	7,802回	5,852回	1,950回	5,411回	13,213回
年間全国推定値	約180万回	約135万回	約45万回	約124万回	約304万回

2 供述調書を作成した取調べの回数

警察では、膨大な数の供述調書が作成されており、被疑者の取調べの約5割で供述調書を作成していると考えられる。

	被 疑 者			被疑者以外	合計
	身柄事件	任意事件			
取調べ合計回数	7,802回	5,852回	1,950回	5,411回	13,213回
供述調書作成 取調べ合計回数	3,876回	2,727回	1,149回	1,255回	5,131回
	49.7%	46.6%	58.9%	23.2%	38.8%
年間全国推定値	約89万回	約63万回	約26万回	約29万回	約118万回

3 取調べの時間

警察では取調べに膨大な時間が費やされており、また身柄事件と任意事件の1回当たりの平均取調べ時間に大きな差はない。

	被 疑 者			被疑者以外	合計
	身柄事件	任意事件			
取調べ合計時間	12,069時間	8,988時間	3,081時間	5,498時間	17,567時間
1回の取調べ平均時間	1時間33分	1時間32分	1時間35分	1時間0分	1時間19分
年間全国推定値	約278万時間	約207万時間	約71万時間	約126万時間	約404万時間

4 取調べの場所

警察における全ての取調べのうち64.0%、被疑者の取調べのうち94.5%が取調べ室で行われている。

警視庁は、10月18日、大手建設会社に対する恐喝未遂・会社法違反(利益供与要求)事件で被疑者を逮捕した。

1 被疑者

63歳

2 被害者

3 罪名・罰条

- 恐喝未遂 刑法第249条第1項、第250条
- 会社法違反 同法第970条第3項(利益供与要求)

4 事案概要

被疑者は、これまで、大手建設会社A社B支店が施工する建築工事の下請業者として参入し、地元暴力団との折衝を任されていたところ、同支店から下請参入することを拒絶されたため、A社から現金を脅し取ろうとしたが、同社がこれに応じず未遂に終わり、さらに平成23年3月、株主の権利行使に関し、同社社長宛てに、A社の暴力団との関係などに関する質問状を郵送するなどし、下請業者として参入させることを暗に要求したものの。

5 今後の方針

- 本件は、社会を挙げて暴力団排除活動が推進されている中で、暴力団との関係を遮断しようとする企業を脅迫し、多額の金銭を脅し取ろうとした犯罪であり、今後、暴力団の関与等、全容解明を図る。
- 暴力団等との関係遮断を図ろうとする者の安全を確保することは、社会全体で暴力団排除活動を推進するための不可欠の基盤であり、今後とも、保護対策の万全を図り、この種の事案が発生した場合には、捜査を徹底していく。

1 背景

従来から各種自転車対策を進めてきたが、未だ交通ルール遵守の意識は十分に浸透せず、自転車利用者のルール・マナー違反に対する国民の批判は後を絶たないほか、自転車の通行環境の整備も進んでいない状況にある。

こうした中、今般、良好な自転車交通秩序の実現を図るため、自転車に係る総合対策を新たに打ち出すこととした。

2 基本的考え方

- 車道を通行する自転車の安全と歩道を通行する歩行者の安全の双方を確保するため、自転車は「車両」であるということを全ての者に徹底。
- 自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者には歩道以外の場所を通行するよう促進。
- 歩道を通行する者には、歩行者優先というルールの遵守を徹底。

3 推進する主な対策

(1) 自転車の通行環境の確立

- 規制標識「自転車一方通行」や「普通自転車専用通行帯」を活用した走行空間の整備
- 普通自転車歩道通行可規制の実施場所の見直し
- 普通自転車歩道通行可規制のある歩道をつなぐ自転車横断帯の撤去

(2) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進

- 自転車は「車両」であるということの徹底
- ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク、損害賠償責任保険等の加入の必要性等について周知

(3) 自転車に対する指導取締りの強化

- 指導警告の積極的推進、制動装置不良自転車運転を始めとする悪質・危険な違反の検挙
- 街頭での指導啓発活動時に本来の走行性能の発揮を求める者には歩道以外の場所の通行を促進

(4) 対策推進上の基盤整備等

- 都道府県警察における総合的計画の策定
- 所要の体制整備、部内教養の徹底、関係部門との連携
- 条例を制定した地方公共団体の事例も参考としながら、地方公共団体による自転車の交通ルール遵守等のための取組を積極的に支援
- 地方公共団体等に対する駐輪場整備や放置自転車撤去の働き掛け

4 今後の予定

10月25日の全国交通担当課長等会議に合わせ発出予定。

1 被害状況 (10月19日現在。以下同じ。)

死者：15,825人、行方不明者：3,819人、負傷者：5,942人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約78,500人の警察官を派遣。
- 約5,600人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,600人 (岩手、宮城、福島)
 - ・ 派遣部隊：約2,000人 (岩手約600人、宮城約600人、福島約800人)

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 24,900人	約 31,400人	約 22,200人	約 78,500人
人・日(延べ)	約230,200人	約284,600人	約205,300人	約720,100人

4 主な災害警備活動

○ 行方不明者の捜索活動

岩手県警察では約190人(うち特派約150人)、宮城県警察では約80人(自県のみ)、福島県警察では約20人(自県のみ)の態勢で捜索活動を継続。

※ 岩手県警察では、10月4日から21日までの間、水難救助部隊を中心とした自県機動隊により、主要な港等における海中での集中捜索を実施(御遺体の発見はなし)。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

・ 特別派遣部隊約270人態勢で、警戒区域(4月22日設定)内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。

・ 6月2日以降、特別警備隊(約230人)を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

○ 身元確認

警察官約100人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約14,900体の遺体の身元を確認(収容された遺体の約94%)。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅を始めとした被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。